

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和７年２月１４日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- １ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ古川南
大崎市古川穂波７丁目２－１５
- ２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
TOHOピクス株式会社
福島県郡山市本町一丁目４番１４号
- ３ 変更した事項

（１）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

- ４ 変更の年月日
令和４年９月２０日
- ５ 届出年月日
令和７年１月２７日
- ６ 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所
- ７ 縦覧期間
令和７年２月１４日から令和７年６月１６日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- ８ 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目８番１号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- ９ 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成１９年２月１日経済産業省告示第１６号）及び意見書様式を参考のこと。

○別紙

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

設置者		住所	備考
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大高 耕一路	福島県郡山市谷島町 5 番 4 2 号	
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北二十四条東二十丁目 1 番 2 1 号	
株式会社ファーストリテイリング	代表取締役 柳井 正	山口市佐山 1 0 7 1 7 番地 1	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 1 4 号	

(変更後)

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大高 耕一路	福島県郡山市谷島町 5 番 4 2 号	
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北二十四条東二十丁目 1 番 2 1 号	
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口市佐山 1 0 7 1 7 番地 1	入店 (令和 4 年 9 月 2 0 日)
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 1 4 号	